

人身取引の厳罰化を求める意見書

人身取引の厳罰化を求める意見書

タイ国籍の12歳の少女が自ら出入国在留管理局に逃げ込んだことにより、少女が都内の個室マッサージ店で33日間に約60人の男性に対し性的接客を強要されていたことが発覚し、日本社会に衝撃が走った。この事件の店のオーナーは、「労働基準法違反」で逮捕されたが、刑法第226条の2「人身売買罪」の適用はされていない。平成17年6月に刑法の改正により「人身売買罪」が新設されたが、「人身取引事件」が摘発され、逮捕、起訴につながることは非常に稀である。

政府は令和4年12月、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組むため、「人身取引対策行動計画2022」を策定したが、国内では若年女性・若年者・児童等の「搾取」を目的に「騙し」、「売春」を強要する現状がある。搾取、性売買の強要は暴力であり、人身取引であることを正しく認識し、的確に摘発し、人身取引加害者の処罰と厳罰化をすることが求められる。

人身取引は重大な人権侵害であり、その被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす。その損害の回復は非常に困難であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められる。

被害者の多くは女性や児童であり、売春などの性搾取のみならず、労働搾取、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当する。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪である。日本は平成29年に、国内の法整備を行ったとして、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締約国となっている。

人身取引の防止・対策の強化は日本国内のみならず国際社会が取り組むべき喫緊かつ共通の課題である。

よって、国に対し以下を求める。

- 1 人身取引の厳罰化
- 2 買春（特に女性及び児童に対する）の禁止・厳罰化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

様

東京都府中市議会議長

佐藤新悟